



2026 年 7 月 28 日

各 位

会社名 株式会社シーラホールディングス
代表者名 代表取締役会長 CEO 杉本 宏之
(コード番号：8887 東証スタンダード)
問合わせ先 執行役員 CC0 窪 恭平
電話 03-4560-0640

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 28 日開催の取締役会において、下記のとおり、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和 3 年法律第 70 号）に基づく、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催を可能とすることおよび取締役の員数の追加および補欠役員の選任決議の有効期間の変更についての定款変更（以下「本定款変更」といいます。）に係る議案を、2026 年 8 月 28 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議したため、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

（1）場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催

2021 年 6 月 16 日施行の「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和 3 年法律第 70 号）に基づき、上場企業は定款に定めることにより、一定の要件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となっております。当社といたしましては、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、株主総会の開催方式の選択肢を拡充することが、株主の皆様の利益に資すると考えており、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第 11 条（招集の時期）の変更を行うものであります。

なお、当社は、現行定款第 11 条（招集の時期）の変更に当たり、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

（2）取締役の員数

内部統制、コンプライアンス、情報開示、グループ管理などの要求水準が上がり、監督機能を形式ではなく実効にする必要があるため、人数枠を増やし、適切な構成（社外・独立・専門性）を取りやすくすることを目的として、現行定款第 16 条（員数）に定める取締役（監査等委員である者を除きます。）の員数の上限を 7 名から 10 名に変更するものであります。

（3）補欠役員の選任決議の有効期間の変更

補欠役員の予選決議の有効期間に関する定めである会社法施行規則 96 条 3 項にならい、現行定款第 18 条（任期）を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。



3. 定款変更の日程

本定款変更を付議する定時株主総会開催日	2026 年 8 月 28 日（金）（予定）
本定款変更の効力発生日	2026 年 8 月 28 日（金）（予定）

以上



(別紙) 本定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集の時期) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 ＜新 設＞	(招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 2. <u>当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる</u>
(員数) 第16条 当会社の取締役(監査等委員である者を除く)は、<u>7</u>名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。	(員数) 第16条 当会社の取締役(監査等委員である者を除く)は、<u>10</u>名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。
(任期) 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。 4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>終結</u>の時までとする。	(任期) 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。 4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>開始</u>の時までとする。